

第43回 児童防火作品コンクール 実施要領

1 目的

この児童防火作品コンクールは、市内在住の小学生が火災予防について関心を深めるとともに、防火作品をとおして市民一人ひとりの防火意識の高揚と火災予防思想の普及啓発を図ることを目的としています。

2 主催

瀬戸市消防本部
瀬戸市子ども会連絡協議会
瀬戸市少年消防クラブ連絡協議会

3 後援

瀬戸防火防災協会連合会
瀬戸市危険物安全協会
瀬戸市消防団
瀬戸市教育委員会

4 応募資格

市内在住の小学生

5 応募期間

令和3年7月21日（水）から9月1日（水）まで

6 募集内容

絵画と書道の作品を募集します。絵画、書道どちらも一人1点まで（両方の応募も可能）とします。

(1) 絵画の部

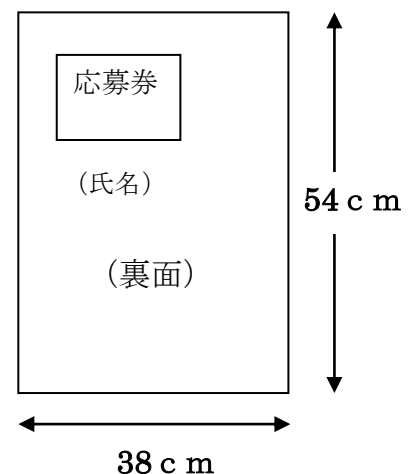
ア 図画またはポスターで、防火に関する内容とします。

(例) 住宅用火災警報器 高齢者を火災から守る たばこ
ストーブ 天ぷら油 消火器 防災品 など

イ 用紙は、画用紙四つ切り（縦54cm、横38cm程度）で、**たて長**で使用のこと。なお、規格以外の画用紙や横書きのもの、コラージュ（絵画上に写真、印刷物、布、色紙などを貼りつけた作品）は、審査対象外とします。

ウ 画用紙の裏面に応募券を貼りつけてください。

※ 応募券がはがれる場合がありますので、念のためその下にも直接氏名を記入してください。



(2) 書道の部

- ア 毛筆でたて書きとします。
イ 用紙は書道用半紙で、書体は楷書とします。
ウ 課題は次のとおりとします。(右図参照)
1、2、3年生 「かじ」
4、5、6年生 「火の用心」
エ 作品の左端に学年、氏名を毛筆で記入します。
オ 作品の下側に応募券を裏側から貼りつけてください。

学年 氏名	か じ	学年 氏名	火 の 用 心
	応募券		応募券

7 応募作品の受付場所

- (1) 瀬戸市消防本部・消防署 苗場町101番地 ☎85-0495
(2) 瀬戸市消防署東分署 品野町1丁目190番地の1 ☎41-0119
(3) 瀬戸市消防署南分署 南山口町143番地 ☎21-0119
※ 受付時間 午前8時30分から午後9時まで(なお、火災出動等で受付できない場合がありますので、ご了承ください)。

8 審査

主催者が委託した者で構成する審査会において、厳正な審査を行います。

9 賞の種類等

- (1) **特別賞** 絵画の部各1点・書道の部各1点 (合計6点)
瀬戸市長賞 瀬戸市議会議長賞
瀬戸市消防長賞
(2) **特選** 絵画の部各5点・書道の部各5点 (合計50点)
瀬戸防火防災協会連合会長賞 瀬戸市危険物安全協会会長賞
瀬戸市消防団長賞 瀬戸市子ども会連絡協議会長賞
瀬戸市少年消防クラブ連絡協議会長賞
(3) **入選** 絵画の部・書道の部 各25点(合計50点)
(4) **参加賞** 応募者全員
※ 各賞の点数は、応募点数等によって増減する場合があります。

10 優秀作品の発表

受賞者に直接文書で通知するか、学校を通じてお知らせいたします。また、瀬戸市ホームページに掲載します。なお、特別賞(瀬戸市長賞、瀬戸市議会議長賞、瀬戸市消防長賞)は別に表彰を予定しております。

<http://www.city.seto.aichi.jp/bunya/event/>

検索 瀬戸市→くらしの情報→消防・救急→イベント情報



1 1 展示

特別賞、特選、入選された作品を展示します。

期間 11月27日(土)～12月2日(木) 午前9時～午後9時30分

場所 瀬戸市文化センター 文化交流館 ギャラリー

(瀬戸市西茨町113番地の3)

1 2 作品の取扱いについて

- (1) 応募作品の著作権は主催者に属するものとし、主催者が実施する事業等に利用できるものとしします。
- (2) 5、6年生の優秀作品(絵画の部、書道の部各学年1点)を愛知県の防火作品展に提出します。
- (3) 「絵画の部」の優秀作品数点を、本市の防火啓発カレンダーとして市内に掲示します。
- (4) 応募作品はお返ししませんのでご了承ください。

1 3 個人情報の取扱いについて

「応募券」に記載された個人情報は、本事業以外に利用しないものとし、適正に管理します。ただし、優秀作品は「学校名」「学年」「氏名」「子ども会名(町内会名)」を報道機関や市ホームページ等で公表します。

1 4 その他(注意事項)

- (1) ポスターに令和3年度全国統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」を使用する場合は誤字がないように注意してください。
- (2) ポスターにタバコ等を描く場合には商品名を描かないようにしてください。

住宅防火 「いのちを守る 3つの習慣・4つの対策」 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐため、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

多数の応募



お待ちしております！